

# 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部渇水対策 本部設置要綱

平成 8 年 3 月 25 日

改正 平成10年 3 月 28 日 平成13年 3 月 27 日  
平成14年 3 月 11 日 平成16年 3 月 24 日

## (設置)

第 1 条 印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者は、渇水が発生する恐れがあると判断した場合には、印旛広域水道用水供給に関し渇水時における迅速かつ総合的な対応を図るため、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部(以下「水道企業部」という。)内に印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部渇水対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

## (構成)

第 2 条 本部は、次の者をもつて構成する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 班長
- (4) 班員

2 本部長は、印旛郡市広域市町村圏事務組合の管理者の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、水道企業部の部長の職にある者をもって充てる。

4 班長は、水道企業部の工務課長、業務課長及び印東加圧ポンプ場長の職にある者をもって充てる。

5 班員は、水道企業部の前 2 項に該当する職員を除く者をもって充てる。

## (組織)

第 3 条 本部の組織は、別表第 1 のとおりとする。

## (会議)

第 4 条 本部長は、必要に応じ、渇水対策会議(以下「会議」という。)を開くことができる。

2 会議は、本部長、副本部長及び各班長をもって構成する。

3 会議の招集及び運営は、本部長が行う。ただし、本部長が不在のときは、副本部長がこれを代行する。

(事務分掌)

第5条 本部の事務分掌は、次のとおりとする。

部 班 名	分 掌 事 務
本 部 長	本部の事務を統括する。
副 本 部 長	本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、班長を指揮監督する。
供 給 調 整 班 長	班の統括に関する事。
供 給 調 整 班	本部事務に関する事。 各構成団体の送水の調整に関する事。 連絡調整(千葉県、構成団体、国)に関する事。 各班の連絡調整に関する事。 千葉県渇水対策本部に関する事。 渇水対策の記録に関する事。
業 務 班 長	班の統括に関する事。
業 務 班	渉外に関する事。 広報に関する事。 他班の所掌に属さない事務に関する事。
管 理 班 長	班の統括に関する事。
管 理 班	各構成団体の送水の制限に関する事。 水質の管理に関する事。 送水に係る連絡調整に関する事。 渇水対策の運転記録に関する事。

(連絡体制)

第6条 連絡体制は、別表第2のとおりとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(印旛都市広域市町村圏事務組合水道企業部渇水対策本部設置要綱の廃止)

2 印旛都市広域市町村圏事務組合水道企業部渇水対策本部設置要綱（昭和60年8月30日制定）は、廃止する。

附 則(平成10年3月28日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月27日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月11日)

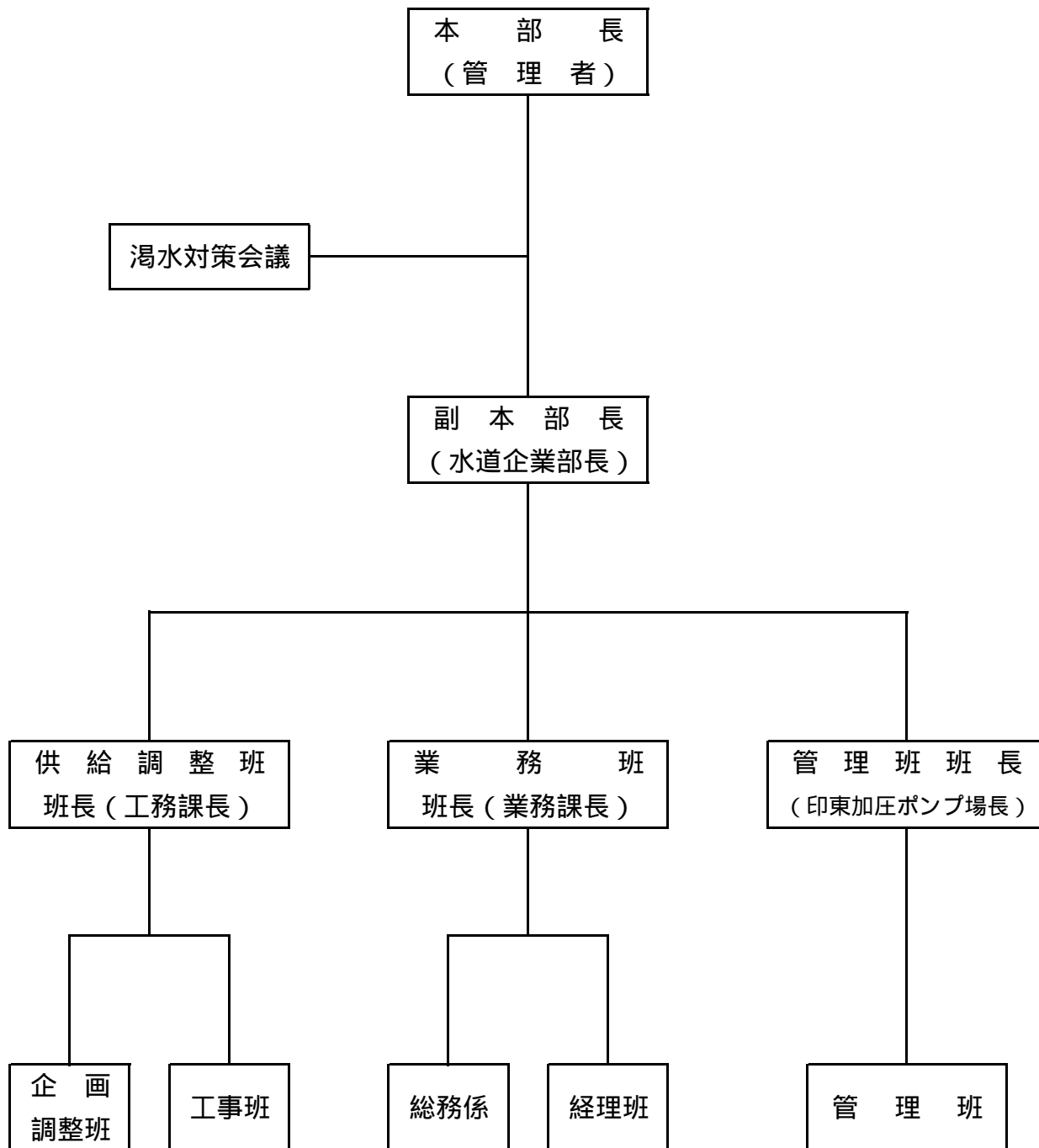
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月24日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条)

印旛郡市広域市町村圏事務組合  
水道企業部 渇水対策本部 組織図



別表第 2 (第 6 条)

渇水対策本部設置に伴う連絡体制図

